

函館市違反広告物
是正事務取扱要領

令和2年4月

函館市都市建設部まちづくり景観課

— 目 次 —

第 1 条	総則	・ ・ ・ 1
第 2 条	違反広告物の調査	・ ・ ・ 1
第 3 条	違反事実の確認	・ ・ ・ 1
第 4 条	是正指導および勧告	・ ・ ・ 2
第 5 条	措置命令および許可の取消し	・ ・ ・ 4
第 6 条	違反事実の公表	・ ・ ・ 5
第 7 条	違反広告物に係る告発	・ ・ ・ 5
第 8 条	行政代執行	・ ・ ・ 6
第 9 条	略式代執行	・ ・ ・ 6
	附則	・ ・ ・ 7
○	違反行為に対する事務処理フロー	
○	様式（第 1 号～第 18 号）	
○	別記様式（第 1 号～第 2 号）	
○	参考様式（1～4）	

函館市違反広告物是正事務取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、函館市屋外広告物条例（平成17年条例第41号。以下「条例」という。）に違反する屋外広告物または屋外広告物を掲出する物件（以下併せて「違反広告物」という。）を表示し、または設置（以下「表示等」という。）する広告主等に対する是正事務について必要な事項を定めるものとする。

(違反広告物の調査)

第2条 市は、違反広告物の発見のため、「函館市屋外広告物パトロール実施要領」に基づき、定期的に巡回調査を行う。

2 市は、前項の調査により違反広告物として確認した物件については、「違反広告物台帳」（様式第1号）および「違反広告物一覧表」（様式第2号）を作成し、当該要領で定める処理を進めるものとする。

(違反事実の確認)

第3条 市は、前条の違反広告物の調査その他により、当該広告物の表示等にあたり条例に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑義があると認めた場合は、直ちに現地調査を行い、必要に応じ広告主等からの事情聴取を実施し、違反の事実を確認するものとする。

2 市は、違反行為に係る事実を確認するため、現地調査および事情聴取を実施し、必要に応じ、口頭または文書（様式第3号）により広告主等から次の例による資料を提出させるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 広告物および掲出物件に関する仕様書ならびに図面
- (3) 工事施工契約書の写し
- (4) その他参考となる書類

3 市は、現地調査の実施にあたって必要に応じ、広告物または掲出物

件の存する土地または建物への立入検査を実施するものとする。

- 4 市は、現地調査時において、広告主等が不在の場合は、電話または文書（様式第3号）により来庁を求め、事情聴取を行うものとする。
- 5 市は、違反行為が他の法令にも抵触するおそれがあると認められるときは、当該法令を所管する機関に通報するとともに、指導等について連携を図るよう努めるものとする。
- 6 市は、現地調査または事情聴取により違反行為に係る事実を確認したときは、広告主等に対し違反行為がある旨を告げ、その場で口頭により当該違反行為の中止を指導するほか、文書（様式第4号）により中止を指導するものとする。
- 7 中止指導に従わない場合、第4条第3項の許可基準に適合していない場合と同様の措置を講ずるものとする。
- 8 市は、違反広告物が公衆に対して危害を及ぼすおそれがあるときは、広告主等に対し、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- 9 市は、現地調査および事情聴取を実施した結果ならびに第2項により広告主等から提出させた資料等を基に、違反広告物であることが確認された時点で、「違反広告物台帳」（様式第1号）を作成し、違反広告物について確認した事項、是正指導に関する処理の経過等を逐次記録するとともに、「違反広告物一覧表」（様式第2号）に違反行為の内容と処理の経過の概要を整理するものとする。
- 10 市は、現地調査および事情聴取を実施した結果ならびに第2項により広告主等から提出させた資料等により、違反広告物の存する場所の制限地域の区分の判定を行い、指導等に誤りが生じないように留意するものとする。
- 11 市は、「違反広告物台帳」（様式第1号）に、制限地域の区分の判定の経過が明らかとなる資料を添付し、「違反広告物台帳」（様式第1号）の保存期間中、これら資料を保存するものとする。

（是正指導および勧告）

第4条 市は、現に表示等されている違反広告物（第3条第6項の指導

により違反行為を中止したものを含む。)については、次により指導するものとする。

2 許可基準に適合している場合

(1) 広告主等から指導に係る広告物または掲出物件を引き続き表示等したい旨の申出があった場合は、広告主等が直ちに許可申請を行う予定を具体的に示す等により、口頭指導による速やかな是正が見込まれる場合を除き、広告主等に対し、文書（参考様式1に準じた文書）により、許可申請（変更の許可申請を含む。）を行うよう指導するものとする。

(2) 前号の文書による指導に従わない場合、次項第2号から第4号までの措置を講ずるものとする。

3 許可基準に適合していない場合

(1) 広告主等が違反行為を直ちに是正するための具体的な措置を示す等により、口頭指導による速やかな是正が見込まれる場合を除き、広告主等に対し、文書（参考様式2に準じた文書）による是正指導を行うものとする。

(2) 前号の文書による指導を行ったにも関わらず、広告主等による違反行為是正のための措置が講じられない場合には、広告主等に対し「違反行為に係る是正勧告書」（様式第5号）を送達し、違反行為が繰り返されないよう厳重に注意し、除却またはこれに代わるべき必要な措置を講ずるよう指導するものとする。この場合における是正勧告書の送達は、直接交付または配達証明郵便で行い、広告主等から「是正措置処理計画書」（様式第6号）および「確約書」（様式第7号）等を報告期限を定めて提出させることとする。

(3) 是正勧告に応じない者に対しては、事情聴取を行い、明確な是正の期限を示さない場合や是正の意思が認められない場合等、必要ある場合には「違反行為に係る是正再勧告書」（様式第8号）により再勧告を行うものとする。

(4) 広告主等が必要な是正措置を完了した場合は、「是正措置完了

報告書」(様式第9号)を提出させた後、その完了を確認するものとする。

(措置の命令および許可の取消し)

第5条 市は、第3条第6項の文書による中止指導もしくは第4条による是正勧告書または是正再勧告書の送達に対し、当該違反行為が直ちに中止されず、または是正措置処理計画書の提出期限までに是正措置が講じられない場合(広告主等から合理的期間内に是正措置を講じる旨の是正措置処理計画書が提出され、その期間内に是正措置が講じられた場合を除く。)で、次のいずれかに該当するときは、条例第18条の規定に基づき、必要な措置をとるよう命ずることができる。なお、違反広告物が許可を受けたものである場合には、条例第17条の規定に基づく許可の取消し、または、必要な措置をとるよう命ずることができる。

(1) 違反広告物を放置すれば良好な景観の形成、風致の維持または公衆の危害防止に著しい支障があるとき。

(2) 違反行為の内容が特に悪質であり、これを放置すれば条例の適正な運用に著しい支障があるとき。

2 市は、前項の措置の命令等をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、函館市行政手続条例(平成8年条例第32号)第3章の規定に基づき、広告主等について、意見陳述のための手続きをとるものとする。

(1) 許可の取消しをしようとするとき。 聴問

(2) 措置の命令をしようとするとき。 弁明の機会の付与

3 市は、広告主等に対し、許可の取消し、または措置の命令を命令書(様式第10~14号)の送達により行うものとする。この場合において、命令書にはその理由を記載し、広告主等への直接交付または配達証明郵便により通知するものとする。

4 市は、広告主等が前項の措置の命令を受けた場合で、是正措置が完了したときは、前条第3項第4号に準じて是正措置完了報告書を提出

させた後、その完了を確認するものとする。

- 5 市は、措置命令の内容が履行されない場合には、広告主等に対する事情聴取等を実施の上、命令の履行催告（様式第15号）を行うものとする。

（違反事実の公表）

第6条 市は、措置の命令をしたときは、条例第16条の2第3項に基づき公表することができる。

- 2 規則第20条の2に定める「インターネット」とは、都市建設部まちづくり景観課のホームページとし、ホームページにおける掲示期間は、概ね前条第4項による是正措置完了報告書を受理した日までとする。また、「その他の方法」には報道機関への情報提供を含むものとする。
- 3 当該広告物の表示内容または掲出物件の設置場所等、当該広告物または掲出物件を特定するために必要な事項には、違反広告物の写真を含むものとする。なお、公表用の写真の撮影にあたっては、当該違反広告物以外の広告物または掲出物件などが写らないよう留意するものとする。

（違反広告物に係る告発）

第7条 市は、広告主等が第5条による措置命令に従わず、何らの是正措置を講じない場合で、命令に従う意思がないと認められる場合または許可の取消しが行われたにも関わらず、違反広告物の表示等を継続している場合には、あらかじめ市長と協議の上、所轄警察署等に対し刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定による告発を文書（参考様式3または4に準じた文書）により行うものとする。

- 2 市は、前項の規定により所轄警察署等に対し告発をしたときおよび告発に係る当該警察署等から処分の通知があったときは、その都度写しを付して、市長に報告するものとする。
- 3 市は、告発を行うにあたっては、刑事訴訟法第250条（公訴時効期間）第2項第6号（長期5年未満の懲役もしくは禁錮または罰金に当

たる罪については3年) および第253条(時効の起算点)の規定に留意するものとする。

(行政代執行)

第8条 市は、前条の告発を行ったとき、または公衆への危害を防止するために急を要する場合には、必要に応じ、行政代執行法に基づき代執行を行うものとする。この場合の代執行は次の方法により行うものとする。

- (1) 広告主等に文書(様式第16号)により戒告する。この場合において、送達の方法は、広告主等への直接交付または配達証明郵便で行うものとする。
- (2) 市は戒告の指定期限までには是正されないときは、「代執行令書」(様式第17号)を交付の後、代執行を行う。

(略式代執行)

第9条 市は、次の事項に留意し、対象物件に「勧告書」(別記第1号様式)を貼付する。

- (1) 申し出の指定期限は、貼付の日から15日を経過した日とする。
- (2) 貼付箇所は表示面とし、できるだけ表示内容に影響のないところとする。

2 市は、違反広告物に係る広告主等から前項に規定する期間内に同項の申し出がないときには、次の事項に留意し、対象物件に「警告書」(別記第2号様式)を貼付する。

- (1) 略式代執行を行う日は警告書の貼付の日から30日程度経過した日とする。
- (2) 貼付箇所は表示面とし、できるだけ表示内容に影響のないところとする。

3 市は警告書貼付後速やかに、略式代執行を行う旨文書(様式第18号)により告示する。なお、実行日は条例第18条第4項に基づき告示の日から起算して15日を経過した日以降とする。

- 4 市は当該広告物または掲出物件が公衆に対し危害を及ぼすおそれがある場合は、前各項に規定する期間にかかわらず、略式代執行を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。